

大和市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）別表諸証明、写しの交付及び閲覧関係の表第1号及び第6号（住民票の写しの交付に係るものに限る。）に掲げる手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月20日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 地方公共団体情報システム機構  
理事長 椎橋 章夫
- 2 受託者の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで